



用 途 地 域		容積率	建ぺい率	外壁の構造 の指定	建築物の 高さの制限
第一種低層住居専用地域	60/40	60	40	1.0m	10m
第一種中高層住居専用地域		200	60	-	-
第一種住居地域		200	60	-	-
第二種住居地域		200	60	-	-
準住居地域		200	60	-	-
近隣商業地域		300/200	80	-	-
商業地域		400/200	80	-	-
準工業地域		200	60	-	-
工業地域		200	60	-	-
工業専用地域		200	60	-	-
無 指 定		200	70	-	-

凡 例	
	市街化区域
	都市計画道路
	交通広場・駅前広場
	都市計画公園・緑地
	墓 園
	高度利用地区
	土地区画整理事業
	地区計画
	トラックターミナル
	火 葬 場
	公共下水道排水区域

座標系の測地系は JGD2011 を指定する
 JGD2011 は平成 23 年 10 月 21 日時点の測量法施行令
 (昭和 24 年政令第 322 号) 第 2 条及び第 3 条を典拠とする
 投影は横メルカトル図法
 図面に表示してある座標値はキロメートル単位
 万単位 0.5 キロメートル
 図面に表示してある経緯度目盛は 10 秒間隔
 高さの基準は東京湾の平均海面
 等高線の間隔は 2 メートル